

第29回山口地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 令和元年11月8日（金）午後2時
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

江崎克彦委員，及川京子委員，大田明登委員，木村靖委員，田原文栄委員，椿美紀代委員，福井美枝委員，前裕大志委員，松村和明委員，宮坂昌利委員（委員長），村田尚士委員
 - (2) 説明者
金子民事訟廷管理官
 - (3) オブザーバー
山本事務局長，法正事務局次長，小村民事首席書記官，青木民事次席書記官
- 4 議事の概要
 - (1) 新任委員の自己紹介（及川委員，木村委員，前裕委員）
 - (2) 報告「第28回山口地方裁判所委員会（議題：簡易裁判所民事手続の利用促進）での意見を踏まえた取組について」（山名総務課長）
 - ア リーフレット等の配布について
リーフレット全11種（簡易裁判所の民事手続に関するもの7種，地方裁判所の民事手続に関するもの4種）を県内の各市町に配布している。また，配布先のニーズを踏まえ，各種リーフレットを各種団体に対し広く配布している。
 - イ 広報活動の状況について
令和元年8月，調停協会主催の調停手続説明会において，山口県社会福祉協議会職員約150人に対し，簡易裁判所の民事手続の特色などを説明

した。また、今後の予定として、12月に、光市の民生委員約100人に対し、民事調停制度に関する説明を行う予定である。

さらに、裁判所見学ツアーや職場体験、裁判員制度訪問説明会など民事裁判手続に特化しない広報活動については、年間17件程度行っており、そのうち学生を対象とする裁判所見学ツアーや職場体験については、前回の地裁委員会終了後の平成30年7月から令和元年6月までの1年間に7回実施したほか、令和元年7月には宇部西高等学校において生徒約400人を対象とした裁判員制度訪問説明会を実施した。

(3) 議題「利用しやすい民事訴訟手続の実現のために」

ア 金子民事訟廷管理官による基調説明

イ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について

今回は山口家庭裁判所委員会との合同で開催し、開催日時は令和2年2月28日（金）とする。同合同委員会の意見交換のテーマは、家庭裁判所委員会委員の意見も踏まえて決定する。

(別紙)

「利用しやすい民事訴訟の実現のために」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△裁判所)

◎ 民事訴訟手続については，長年にわたって改革が積み重ねられてきたが，我々の認識としても，今後，改善又は応用すべきところはまだまだ多く，常に新しい課題を突きつけられているという思いである。本日の議論は，訴訟手続の専門的見地から細かく制度を詰めるという性格のものではなく，利用者の目線で，そもそも司法というのは国民からどのような目で見られているのか，司法に対するニーズはどのようなものなのかといった観点からの議論を進めていただきたい。

最初に，民事訴訟の利用しやすさについての評価，それから，民事訴訟の事件数がなぜ増えないのか，この二つは相互に関連すると思われるので，まずこの現状認識から，気のついたこと，疑問に思っていること，どのような切り口からでも結構なので御意見をいただきたい。

○ これまでもいろいろ改革を進めてきて，資料によると，民事訴訟の審理期間もかなり短縮化されていると思うが，それにもかかわらず一般の人が民事訴訟の利用にちゅうちょを感じた理由として，時間が掛かるという意見が一番多いというところで，どれぐらいの審理期間であれば裁判を利用していいと思われるのかをお聞きしたい。また，短縮化するために，裁判所においてはどのような方法があるのかをお聞きしたい。

◎ 非常に興味深い切り口からのお話であり，ユーザーの立場でどのくらいなら裁判を選択肢としていいと思うのかということと，あと裁判所として審理期間について更なる大きな前進はないのかというところであるが，いずれからでも，ざっくりした感触的な話でも結構なので，お話し願いたい。

○ 裁判にちゅうちょを感じた理由のところに時間というものもあるが，一般人としてのお話をさせていただくと，これは全部その方の主観だと思う。費用も，2万6000円ぐらいでできるけど，2万6000円も掛かるという方もあると思

う。

裁判に時間が掛かるというのは、和解できると思ったら、話してすぐそこで「ではこうしましょう」となるのが一応理想というふうには思う。なので、究極、時間が掛からないというのは、1回行って、そこで話し合っただけで決まるというのが一応理想であると思う。

それよりもっと前に、やはり裁判までやるのかなとか、ニュースやドラマの見過ぎかもしれないが、裁判というのは何か特別感がすごくあって、世間体が悪いというわけではないけれども、こんなことぐらいで裁判をしていいのかなとか、裁判すべきなのかなというのがそもそもある。

いつもそうだが、今日も自分は裁判所に行ってくると言ったら、何があったのかと言われてしまう。会議だと言っても、何の会議かと言われる。そういうふうには、裁判所というところだけは、何かがないと行くところではないというのが市民の感覚だと思っている。

なので、時間とか費用とか、どれがというと、その時々だと思うけれども、まずは即決でお金も掛からずできるのが一ユーザーからすると一番いいなと思うし、それぐらいの知識しかないというのが現状だと思う。

- ◎ 今のお話は、取っ掛かりの議論として非常に興味深い、我々としてもきちんと聞いておきたいところであり、今の点について関連した御意見を是非お聞きしたいと思うので、ほかの方からもどうぞ。
- 裁判の数がなかなか増えないということで議論をしているところであるけれども、逆に裁判所側から、本来であればもっとこういう案件が上がってくるべきではないかという、表には上がってきていないけれども、こういうものが潜在的にあるのではないかという部分、認識といったものはあるのか。
- ◎ 今の点について、裁判所から何か御意見はあるか。
- 潜在的に訴訟に上がってくるべき紛争があるのではないかということであれば、裁判所で取り扱うのは、上がってきてからのものなので、潜在的なものについて

は分からない。

ただ、一般的に言われているのは、紛争に最も適した解決手段、裁判所もその一つではあるけれども、ADRとか、ほかの解決手段もいろいろあるので、裁判所に上がってきてほしいというよりは、裁判所にも1回で解決できるような事件から、専門家の知見が必要な事件、又は裁判所が判断するよりもお互いに話し合っていて、あるいは第三者のあっせんによって解決したほうがふさわしい事件もある。それぞれの紛争にふさわしい制度の道案内というか、そういうのを適切にできるようなシステムがあればということを感じることはある。

- ◎ 今の質問に対して、弁護士委員において何か思い当たるところはあるか。
- 弁護士会でもいろいろなADR、建築紛争だとか、交通事故だとか、仲裁だとか、いろいろな制度を設けており、PRしている。確かに交通事故とか建築紛争は割と短期間でそれなりの解決ができる事案もある。ただ、それがなかなか利用が増えないというところはある。PR不足だとか、いろいろ議論はしているけれども、私たちも苦労しているところである。
- ◎ 先ほどの質問に関して少しお話しすると、先ほどの説明にあった司法制度改革が打ち上げられて、その中で法曹養成をもっと拡大しよう、法律家をもっと増やそうという掛け声を出した当初にスローガンのように言われた「2割司法」という言葉がある。どういうことかという、本来、司法的な解決が必要な紛争のうち、実際に司法の場に上がっているのは2割しかなく、あとの8割は泣き寝入りしているか、非合法的な取立てを依頼するといったような形で解決するか、いずれにしても司法の場に現れない形で眠っているものは暗数として大量にあるはずだ、だから、とにかくアクセスをやすくすれば、きっと司法全体のパイが大きくなって民事訴訟も増えるだろうという考えがあった。それが司法制度改革時代の法曹養成の大幅な拡大であり、司法アクセスの改善といった話の背後にある考え方であった。

ところが、蓋を開けてみると、弁護士を増やして、アクセスもかなり改善して、

まだ不十分だという意見ももちろんあるけれども、実際には事件は増えていないというのがこの間の経過である。

裁判所から見ても、裁判所に来る訴訟類型、昔からある典型的な訴訟類型はあるけれども、今の時代らしい新しい訴訟というのは、少なくとも地方都市レベルでいうと余り増えていない感じはしている。東京地裁とかの都市部だと、もっとインターネット絡みの最先端の訴訟とかもあるけれども、地方ではそういうのは余り見られないという感じである。

そういう意味では、今がどういう状態なのか、つまり相変わらず2割しか来ていなくて、あとは眠っているのか、それとも2割しか上がっていないという当初の議論が実はそうでもなかったのか、その辺の整理は実はきちんと分析できていないような気がしていて、その辺がどうなのかということは我々も誰かに聞いてみたいというところである。

- 確かに弁護士が増えたり弁護士が身近になったというのは以前よりあると思うけれども、企業においても、やはり今は事前対応でどれだけリスクヘッジを置いていくかということで、顧問弁護士を置いたりとか、うちでも未払いとかいろいろな件で必ず顧問弁護士を通して対応しているので、事件にまで至る前に手を打っているというのがある。

実際、SNSやホームページの書込みとか、都会だけでなく地方でも起こり得ることがあるので、そういった書込みがあったときはどのように対応するのかという事前対応で、企業単位では動き始めているところは結構あるのではないかと思う。

あとは、一般の個人の方々がそれをするとどうなるのかとなったときも、うちのスタッフでもあるけれども、企業の顧問弁護士にお願いして個人的な対応をしていくということも企業としては増えてきているので、以前に比べれば、事前対応で弁護士の力で円満にしている、そこでも終わらない場合は訴訟になるというところもあるというふうには私の身の回りから見ても感じている。

○ 利用しやすい民事訴訟手続というお話であるけれども、利用しやすい裁判所、あるいは利用しやすい司法、そういった観点から少しお話をさせていただきたい。弁護士として裁判の一端を担うことが多いけれども、今回の資料の中で裁判にちゅうちょした理由として、時間が掛かる、費用が掛かるというふうな、大きいところはそういったところがいろいろあるけれども、昭和63年頃の地裁民事訴訟の推移というのを見ると、まだ平均審理期間が14か月ぐらい掛かっていて、私の感覚では一般の民事訴訟はその当時それ以上掛かっていたように感じている。

その当時、これは冗談として聞いていただければと思うけれども、長い間掛かって紛争が生じていると、そんなに簡単には解決できない、ある程度の時間も費用も掛かってようやく解決を見るのだ、ある程度当事者がくたびれないと解決には至らないというふうにある弁護士から言われたことがあった。

それはある程度一理あって、先ほどどれぐらいであれば適当な時間というふうに皆さん思われますかというふうなお話があったけれども、これは少なくとも民事訴訟に限って言えばある程度の時間は掛かるということは、事の性質上ある程度やむを得ないというふうに思う。

もちろん、できるだけ短くするという努力はしないといけないとは思っていて、その中の一環として、先ほどの民事訴訟の推移と平均審理期間というのを平成2年から裁判所でも一生懸命動かされて、それ以降は審理期間は過払いを除いたとしても確かに相当短くなっている。そういった努力によって、以前に比べれば短くはできてきたわけである。

そうすると、あとは時間、迅速化という点では、従前そういったものが功を奏しているというところはあるだろうと思うし、山口県内を見ると、山口の場合は、岩国から始まって周南、山口本庁、宇部、下関、それから萩にも支部があり、県内にいろいろ庁が散らばっていて、弁護士もそういった県内に散らばっている。

弁護士の数も増えていって、その支部ごとにも増えているという状態になると、弁護士とか裁判所へのアクセスというのは、ほかの都道府県に比べると割といい

環境にあるのではないかと思う。

だけど、それにもかかわらず、先ほどのお話では、人口比率で弁護士の数と比較して奈良がやはり多かったということであったけれども、奈良は多分地方に弁護士が分散しているということもそんなにない、アクセスが余りよくはないのではないかというふうに思うけれども、それに対して山口はアクセスがいいにもかかわらずそうやって件数が増えていないとかいったことも、弁護士会としても考えていかないといけないことだなというふうに思っている。

それから、費用の点については前回もお話に上がっていたと思うけれども、一定の金銭的な訴訟を遂行するに当たっては、金銭的な理由から弁護士を選任できないという事案においては法テラスによる法律扶助とかいった経済的な援助をする制度もあるし、充実してきている。どれぐらいの収入であればどれぐらいの援助がもらえるかというのは今資料を持っていないけれども、それなりの収入があったとしても、援助が受けられる対象が割と広がってきているというところはあると思う。それから、そういったPR不足というものはあると思う。

あと、ちゅうちょを感じた理由として書いてあるそのほかのことについては、先ほど他の委員がおっしゃった価値観が相当大きく影響している。だから、裁判所で問題を解決してもらうことで適正な解決が図れるという、裁判所としてのPRは今後もずっと継続していただくことが必要というふうに思っている。

- 山口市では、いわゆる自治会、町内会に自治権をある程度認めて、協働によるまちづくりというのを進めているけれども、やはり自治会や町内会の中でもいろいろなもめごとが増えてきているというのが現状ではないかなというふうに耳にするようなことがしばしばある。

自治会の皆さんが使ういわゆる公会堂のようなところの使用をめぐるのトラブルとか、そういったものもあるし、そういった場合、行政はそこまで関わらないので、できれば弁護士に相談してくださいというような形で、各地域の地域交流センターに行政職員がおりますので、そういった相談があればそういった案内

を差し上げている。

それから、市役所の窓口等にはいろいろな方が来られて、いわゆるカスタマーハラスメントというか、かなりの部分でクレームを言われる、それが二、三時間、何十日と続けられて、メンタルヘルス、メンタルな形になって辞めてしまうというのも新聞などでは時々ある。

そういったときにおいても、市としては早めに法律専門員に相談して、その案件を受け取ってもらうというような形の中で対応をしてきているので、裁判には至らないのかもしれないけれども、いろいろ司法のお手伝いをいただいているというのがだんだんと増えてきている、職員もここまでやったからみたいところで、できればもう弁護士に頼もうという形です。

他の委員のところにもそういうクレームがあつたりするのではないかというのは感じている。

- ◎ 非常に興味深いお話で、市役所の現場の仕事をされていると、いろいろな潜在的な紛争というものをものすごく実感されていて、それを司法がどう受けとめることができるのか、そこに行くべきものが何本ぐらいあつて、そのアクセスがどうなのかという辺りの問題があるだろうと思われる。

以前の日本というのは、いろいろな紛争があつても、ある意味で国民がお上の言うことを聞いて、行政が指導してうまくまとめて解決していた、それが今後行政もある意味ではここまでしかできないという法に従った透明性のあることをやると、事後的にその問題を拾うのは司法しかなくなるのではないかという議論があつた割には動きとして余り見えていないような気がするのだけれども、この点についても何かお気づきになるところがあればお聞きしたい。

- 私も行政との関わりが少しあつて、行政、特に窓口担当の方がどこまで対応すればいいのか、これ以上のものは自分たちではもうある意味どうしようもないという判断のもとで、ほかに救済を仰ぐというふうに、どこに線を引けばいいのか、すごく悩まれていることが多い。だから、行政の窓口であつたり、学校であつた

り、いろいろあるけれども、そういうアドバイスを専門家からもらうと、一応ここまでやったらあとは次に回せばいいというふうな判断がしやすいと言われることがある。あとは、窓口に来られた市民の方から、どうしても行政の方がおかしいと言われれば、もう窓口での対応はできないので、裁判とかいった手続をとりなさいと促してもいいと思う。

だから、できることできないこと、対応すべき範囲と対応する必要のない部分というのをやっていって、それでもどうしても救済すべきものについてはどこそこに相談すれば窓口になってくれますよというふうなことになるれば、本当に救済を求める方については、それを司法の場での判断を仰ぐことになっていくということはあるかなと思う。

- いわゆる教育委員会、教育の関係においても、いじめや保護者の方からのいわゆるカスタマーハラスメントというような形の中で、教員もかなり痛んでいる状況がある。そういうところもありつつも、教育委員会としてはスクールロイヤーというような形で弁護士に間に入っていただくような取組を始めているというような情報を提供しておく。
- ◎ 今スクールロイヤーというような話があったが、先ほど別の委員からも、企業の顧問弁護士に訴訟になる前の対応をお願いするというようなお話があった。そういう意味では、訴訟にはなっていないけれども、広い意味での司法、法律家に関与することによって紛争を未然に防いでいるという部分は増えているのかもしれないと思うが、そのような見地から更に御意見があればお聞きしたい。つまり、訴訟という件数だけにとらわれなくても、そういう部分もあるのではないかという着眼点についてはいかがか。
- 商工会議所では、会員である事業者から、法律関係で問題や悩みがあるといった場合には、法律相談を随時行っている。だから、いきなり裁判でどうかというよりも、まずはそういった相談対応をしていただいて、これだったら裁判という方法があるというような御提示を弁護士からいただいたら裁判につながると思う

けれども、いきなり裁判というふうにはなかなか意識がいかないと思うので、まずは手前というか、少し敷居の低いところから入っていただいて、専門家の方に御誘導いただくのがいいというふうに今お話を聞きながら思ったところである。

- 訴訟に移行する前の相談であったり、訴訟でなくとも、調停とか手続もいろいろあるけれども、あるいはADRを利用しようかとか、どういった方法を解決のためにとるかというのは、できれば弁護士などの専門家に相談していただくのがいいと私は思う。ただそういった場が以前に比べるとはるかに増えているけれども、利用は減っている。

私も弁護士会を代表する立場ではないので、当地区だけの実情を申し上げますと、一応資料を持ってきていて、下関、宇部、山口、それから岩国と周南で、そういった法律相談の時間を弁護士会で必ず持っていて、例えば当地区であれば、1コマ30分ぐらいと考えて、1か月の間に大体35コマぐらいは必ず設けているけれども、その利用率というのはすごく下がっていて、今はこれの3分の1ぐらいしか利用されていない。少しさかのぼれば、以前は六十、七十パーセントという時もあったけれども、そういうふうに弁護士会が主催する法律相談の機会を設けても、利用者がだんだん少なくなるという状態があって、それはそういった利用窓口、例えば行政書士会、司法書士会、法テラス、それこそ商工会議所や市役所でやっていただいているというところがあるかと思う。

ただ、それによって窓口が広がって、相談総数としてそれぞれ増えていけば、それはそれでいいと思うけれども、殊に弁護士会の相談に関しては非常に減っているのです、何故なのか、利用しやすい弁護士会というような話になるけれども、是非そういった御意見もお聞きしたい。

- 私は、10年ほど前に、司法制度改革でいろいろ制度が変わった後の法曹養成制度などを法務省で正に担当していて、今皆さんがお話しされたような議論も当時からあったので、それも絡めて少しお話ししたい。

裁判官と検察官は大体採用の数が決まっているので、法曹の数を増やすという

のは弁護士の数を増やすということになるけれども、これはいわゆる法律事務所を構えて仕事をする弁護士だけではなく、インハウス、いわゆる企業内に所属して弁護士資格を持って働く弁護士、あるいは地方公共団体とかで働く弁護士の数も含めて増やしていこうということ、法曹としての素養を持った方を世の中のあらゆる場面に浸透させることによって、紛争を適切に解決していこうということも一つの考え方であったと思う。

そういう意味では、弁護士の数も増えて、企業内弁護士の数なども増えた、正確なデータは持ち合わせていないけれども、増えたように聞いている、裁判に行かずとも適切に紛争が解決されているというケースは恐らく増えているのではないかと思う。

その中で、裁判にまで発展するというのは、弁護士が間に入っても当事者間の話し合いなどで解決できないものなどが、最終的にはもう裁判所に決めてもらおうということで上がってくるのだろうと想像するところである。

裁判所に対するアクセスというか、民事訴訟手続というものは、昔に比べると非常に利用しやすくなっているだろうと思う。今はどういうふうなことができるかということを知る手段もインターネットなどで簡単にできるし、使おうと思えば使えるという状況に恐らくあると思っているけれども、裁判はハードルが高い、面倒くさいと思うのは、やはり時間が掛かるということが非常に大きいのではないかと思う。

先ほど別の委員もおっしゃっていたけれども、今までもめていて決着がつかないものを裁判所に持って行って決めてもらうのだから、早く結論を出してくれと考えるのは市民の感覚としてはむしろ当たり前ではないかと思う。そこからまた1年とか掛けてやるのか、第一審の判決をもらってもまた控訴して上告してとなるともう気が遠くなる、裁判は大変だと思うであろう。

また、仮に裁判で勝ったとしても、お金を支払えとなったときに相手がすぐ払ってくれればいいけれども、おとなしく払ってくれないということになったら、

強制執行の手続がまたあるということになると、市民の感覚としてはハードルが高いなと思ってしまうのはある程度やむを得ないだろうという気がする。

- 今回のテーマを伺ったときからいろいろ考えてみたけれども、確かに皆さんがおっしゃられるとおりにかなとは思いますが、制度改革されて、利用しやすいようリーチしていこうという気持ちというか、取組に対してはすごく評価するところはある。

日本では訴訟件数が少ないというお話も聞いて、伸びないのは日本人の意識的な問題かと思ってみたけれども、ちゅうちょを感じた理由の中で、世間体が悪いと思ったといったところは案外低いのだなと思った。

結局、時間なりコストなりが当事者が一番負担を感じているところではないか。件数が伸びないのは、やはり見えないものが不安だから、件数がどうしても伸び悩んでいる、だからある程度この障壁を少し取り除いていかないと件数を増やすという目的ではないかもしれないが、そういった成果というのはちょっと見えにくいのではないかと思う。

時間なり費用なりというのは、適正な価格と適正な時間という話が別の委員の方からあったけれども、それは確かにケース・バイ・ケースというか、個々のものであると思う。

提訴の手数料で、先ほど300万円の場合のお話があったけれども、それがまた控訴したり上告したりしたときには費用がどのくらい掛かるのかとか、そもそも提訴の手数料がどのくらい掛かるのかとか、あとそれに伴う弁護士などの士業をやる方の費用はどのくらい掛かるのかとか、一般感覚としてみんな分からないのではないかと思う。

費用の高い安いは分からないけれども、見えないものに対してのすごい不安があると思うので、そこはある程度ちょっと示したほうが親切ではないかと感じる。その辺はなかなか出しにくいものだろうけれども、その辺をもう少し寄り添うというか、当事者の方に近づいていくような仕組みというのが求められているので

はないかなということはあるが考えた。

◎ 費用の開示という点については、裁判所は開示しているのか。

△ ホームページには、裁判所に納める手数料とか必要な郵便切手というものは公開している。

◎ 調べれば分かるようにはなっていると。弁護士費用はどうか。

○ 弁護士も今はいろいろホームページを作っていて、それを見れば大体開示されていると思うので、これぐらいかというのは分かると思う。

○ ホームページを持ってない弁護士もいるので申し上げるが、弁護士は個人というか、民間の存在であり、以前は日本弁護士連合会で一応基準となる報酬規定というか、費用について、幅としてこれぐらい、高い、低い、標準的なものというのが算出方法で出ていたけれども、それが独禁法に違反するのではないかということで廃止になった。だから、必ずしもそういった基準になるものというのが事前としてあるものではない。

ただ、弁護士は、事件を受ける段階、あるいは相談の段階で、費用はどれぐらい掛かるのかと聞いてもらえれば、それは見積もりとかを出して、なおかつ契約書には金額をきちんと定めてやることになっているので、事前に聞いてもらえれば分かるというところはあると思う。

また、今はこういった時代であるから、弁護士費用はこういった事案だったら大体これぐらい掛かるよということは調べられるところではある。本当に正確なところは当該弁護士との間の約束事になってくるところはあると思う。

◎ 委員から時間についてもかなり重要ではないかとのお話もあったけれども、劇的にできることは何かあるか。

○ 事件の内容とか相手の争い方によって紛争解決に至る期間は違ってくると思うが、訴訟提起をためらわせる理由としては、長いか短いかということもあるけれども、予測が立たないということが大きいのではないかと思う。

それに対しての裁判所の取組として、計画的な審理で大体いつ頃までに争点の

整理を終えて、いつ頃から証人を調べて、一審は大体このくらいというふうな取組はしているが、それは飽くまでも見通しであるので、争い方とか、鑑定をしなければいけないとか、立証にいろいろ時間が掛かったりする場合には、当初予想していた以上の時間が掛かることもある。

紛争が終わった後、勝った方からすれば、長かったということで不満が残るだろうけれども、負けた方からすれば、こういうことも言いたかったのに調べてもらえずにさっさと終結されてしまったということもあり得るので、どれだけ充実した審理をして、利用した人に満足していただくかという観点も重要と考える。長さもその一つの要素ではあるけれども、適正な審理ということも重要と考える。

- ◎ やはり裁判に掛かる時間というものを考えたときに、どのくらい精密にその事件を調べて、緻密な主張、立証とその審査を行うのか、その兼合いもある。どれだけ時間が掛かってもいいから、とことんやってほしいというニーズもあれば、もうざっくりでいいから決めてほしいみたいなものもあって、両方あるのかもしれない。今例に挙げたものを言えば、民事訴訟というのは基本的には前者に親和性があるのかもしれない。

ただ、早く結論を出してというものに対しては、例えば調停制度とか、あるいは先ほど説明した労働審判とか、そういう解決メニューの多様化によってある程度は対応しているとは思っているけれども、これもまだ今後改善の余地はある分野かなという気もしている。

- 費用や審理の期間といったものが、大体の目安でもいいので、例えば今いろいろな形でインターネットを見ると、見積もりを依頼できるとか、何かで対応してもらえるのか、そこに頼まないとしても、簡単な入力をしてだけでとりあえずメールアドレスなんかを入れたら弁護士費用とか期間とかについて大体のものが返ってきて、このくらいか、ではやってみようという一歩が出るか出ないかというのがあると思う。

だから、後でITの話も出てくるけれども、皆さん結構ネットを利用して見積

依頼をかけたりにしているのではないかと思う。例えば、中古車販売なんかは、年式と走行距離だけ入れたら今幾らとかいうのがすぐに出て来る、そこまではなかなか難しいのかもしれないけれども、大体こういう案件でこれぐらいのものだったら大体お幾らですよみたいな形とか期間がもし示していただけるのであれば、少し考える幅が広がってくるのではないかなとは個人的に思う。例えば、山口県弁護士会のホームページにはそういうものはあるのか。

- 県弁護士会のホームページには、見積もりはないけれども、大体の費用の一覧表はある。相談を受けて、これぐらいであるという見積もりは出すけれども、ネットでというのは、私は存じ上げない。
- 今ここでウェブを調べてみると、無料相談というのはやはりすごい件数が上がってくる。今だけでも携帯にもものすごく情報が出てくるけれども、そこを見ると、やはりQ&Aでどれぐらい時間が掛かるかとか費用が掛かるかというところ、やはり案件や書き方にもよりますけど、その方の執念によって変わってくるような感じで、御相談くださいと書いてある。そこに書いてあるのが、プライバシーは守るとか、そういったところは保障されていて、相談できる先をどこにしたらいいのかというのが分からないから、なかなかそのままになるので、きっとこういうインターネット、後のテーマになってくると思うけれども、個人情報的なもの、あの人がこうだよというのが分からない程度で、ざくっとその方の持っている費用なのか金額なのか、そういったものが相談できる、期間だったらこういう解決の仕方があるよとか、逆に言えば、お金は幾ら掛けてもいいからやってほしいという方もあるだろうし、それはやはりどういうニーズが皆さんにあるかによってアプローチの仕方や方法が違うのかなというの個人的にも感じた。
- ◎ 議論が大分進んできたので、利用しやすさを向上させるための方策と、ITを始めとするテクノロジーの活用、こちらにも議論のテーマを徐々に移して話を進めていきたい。

先ほどネットで簡易な検索ができるような手段というのは有効ではないかとい

うようなお話もあったかと思うが、それ以外のどのような見地からでも構わないので、お話をお聞きしたい。

- ここまでのお話を伺う限り、ある程度時間も費用も掛かるのはもうやむを得ない面があって、結局裁判に入ってくる人というのは、そういう時間とか費用というコストを覚悟の上で入ってこられる方だとは思う。

そういう意味で、コストとかをあらかじめインターネットとかで見られるようにするというのの一つの取組だと思うが、他方で、ある程度覚悟して入ってくる覚悟のハードルを下げるという観点から言うと、先ほどの説明の中にも訴え提起前の和解とかもあって、もちろん裁判上の和解というものもある。

裁判上の和解に至る見込みとか、そういったものも相談の際にこちらからのプレゼンテーションとして提示するというのも一つかなというふうに思うけれども、そういうある程度和解がなされるであろうという見込みで裁判に突っ込んでいくということに関して、弁護士とか裁判官の御意見のようなものを伺いたい。

- ◎ つまり、訴訟は提起するけれども、何が何でも判決というのではなくて、場合によっては和解でいいといった潜在的なニーズ、そういう層がもしいるとすればというお話であると思うが、いかがか。

- 紛争解決のための着陸点をそういう柔軟な姿勢で考えていただける依頼者というのは、非常にありがたい依頼者である。もちろん私たち弁護士は代理人として依頼者の意向を受けて基本的には進んでいく。その事件の解決方法であったりとか、訴訟をやるのか調停をやるのか、それからその場面においてどういうふうなところで和解をするのか、あるいはあくまでも判決なのかという辺りは、依頼者の意向を受けてということになる。

だから、それは飽くまで依頼者の方でそういった選択肢も示していただく、あるいはそれに当たっては全面的に勝てるというふうな見込みを持って弁護士が受ける場合は、それはやはりきちんとやったほうが良いという方向になるかもしれないし、それよりも早く解決する方を望むということであれば全面的な勝訴判決

ではなくても、ほどほどのところで、納得のいく範囲で、早期解決、和解という形での解決を図るということもそれはある意味依頼者次第ということになる。

ただ、和解の場合は相手方がいるので、なかなかそのとおりにとはならない。そういうことでよろしいか。

◎ 裁判所の立場からはいかがか。

○ 和解については、今御説明いただいたとおり、全ての事件で話し合いが可能であればなるべく話し合いで解決しませんかというふうな働き掛けはほぼ必ずしていると思う。

相手があることなので全部うまくいくことにはなかなかならないけれども、先ほど別の委員も指摘されていたように、後の強制執行等を考えると、やはり判決手続では最終的な満足まではまだ先が長いというか、なかなか最終的な決着が見づらいついこと、早期解決のためにある程度譲歩をして和解をしませんかということ、折を見て双方代理人も裁判所も働き掛けるけれども、なかなかまとまらないという現実もある。

当事者にそういう柔軟な解決の選択肢があれば、手続の後でそういうことを反映していろいろな道を考えるということについては、裁判所も弁護士も協力を惜しまないと思っている。

◎ 弁護士委員、それから裁判所からのお話もあったけれども、法律実務家として、訴訟になったからといって何が何でも判決というイメージを我々は持っていない。むしろ和解の方が、当事者の満足度というか、納得感が高いことは決して少なくないと思っている。ただ、それができるか、できるとしていつできるかというのは、これは本当に読めないというのが実情かと思う。

○ ITの関係とかもいろいろテクノロジーの活用というのはあるけれども、二つの見方があると思う。

一つは、裁判の時間が長いということなので、ITを駆使して裁判自体を短くしていこうというものと、それと、先ほどからずっと議論で出ているように、裁

判を利用しやすくするために、利用しようと考えている方にうまくITを使って、事前に、弁護士に相談に行く前に、何か判断する情報を提供していくのかというふうな考え方があると思うので、その辺りを含めて、もう一回どちらに行くのかというところも整理した方がいいのかなというふうに思う。

我々も企業の中で何かするときには、やはり法律に沿って会社の事業を行っていくわけだが、裁判の事例、判例を見たりとかということもあるので、例えば、いろいろな分析情報を基に、こういう案件を悩んでいる方がいたら、そういうものを入力すると、過去の判例が出て、これでどれぐらい期間が掛かったとか、例えばこういう案件だったら、悩ましいけれども裁判しても勝率が何割ぐらいあるとか、何かそういうものが出ると、そこから弁護士に1回お願いして、裁判を考えてみようかというふうに、弁護士に行く前の情報とかも、そういった裁判の判例とか実例とかを基に情報提供できるような仕組みができると、裁判というもののハードルが低くなってくのではないかなというふうに、今日の議論の中で感じたところである。

◎ 裁判所のホームページとかでそういったいろいろな情報提供というものを、今の程度のことができていく感じなのか。

△ 判例とかは載っている部分もあったりはするけれども、検索して自分が思うようなものにヒットするという感じに、先ほど言われていた中古車販売みたいな感じで出てくると言われると、なかなか難しいかなとは思う。

◎ 裁判所も、ユーザーの利用に資するいろいろな情報をホームページとかで提供することは重要だという一般的な意味での問題意識はあって、例えば特許事件のように、特に行動の予測性が求められる分野では、知的財産高等裁判所の判決は全件ほぼリアルタイムで判決をアップするといったようなこともやっている。

ただ、それはある意味で生の素材の提供であって、それを利用しやすく加工するというところまでは多分なかなかできていない。それはなぜかというところ、利用しやすく加工する過程で、裁判所の作為が入ってしまう可能性もあるわけで、そ

の辺は難しいところもあるのかとは思ふ。

- 今、国が進めているマイナンバーカードの取得について、まず公務員からということで、私たちも取得するようになってきているところ、マイナンバーを一人一人が持つことによって、裁判の方の手續が簡素化されて、有利とは言えないだろうけれども、何か使えるようになるのかどうなのか。

ちなみに、行政窓口においては、住民票であったり印鑑証明書がコンビニで交付ができるとか、あと今後転入転出の部分においても、なるべく申請書を書かないで、お待たせしないような格好の、いわゆるスマート自治体というような構想もある中において、そういうキーとなるナンバーが振られることによって、何か少し簡単になるようなことがあるのかないのか、その辺りはどうか。

- ◎ 確かに、マイナンバーカードによる行政サービスの充実と簡素化というのは成果を上げることが非常に期待されている分野だと思うけれども、裁判所ではどうなのか。

△ 裁判所では、IT化は、今やっているのはアカウントを取得してもらって、それでアクセスしてもらおうような形を想定しているの、マイナンバーでアクセスするというようなイメージは今のところはないと思う。

- ◎ 現状は今言ったようなお話かとは思ふ。

ところで、最近、ある本を読んでいたら、司法ニーズが減っているのではないかと、その理由はこういうことではないかとある仮説を述べている本があって、皆さんがどう思われるかをお聞きしたい。

次のようなことが書かれていて、以前は、個人が自分の考えを、社会、オフィシャルな場で発信しようとしても、それは発信する場がなくて、発信できるのは、いわば職業的な言論人、新聞記者とか、評論家とか、テレビのコメンテーター、そういう本当に一部の人しか自分の思いをパブリックな場で言えることがなかった、社会のいろいろなトラブルがあって、許せない、この思いをどこに叩きつけてやろうかという気持ちを言う場があるとすれば、それはもう訴訟しかなくて、

訴訟というのは公開の法廷で事実を明らかにするという場であるから、その思いを発信する場を持たない個人が発信する一つの貴重な場が訴訟だったのではないかという推論である。

ところが、今はそれに代わるものがある。インターネットが非常に発達して、SNSなどで職業的言論人でない人が自分の思いの丈をパブリックな場で幾らでも情報発信できるようになって、もうそこでいわばガスが抜けていると。

私の考えではなくて、ある本に書いてあったというだけのお話であるけれども、SNSによって司法的なニーズというのはある程度そちらに持っていかれているというような仮説について、皆さんはどう思われるか。

- 逆に訴訟に向かっている人がたくさんいるというか、対象者になっている人が多いので、思いを述べるところがそこだったのかどうなのか、それに合致するかどうかというのは私もどうなのかとは思いますが、何か思いを述べる場が自由になり過ぎている分、逆に危険度が増している、逆に摂理というか、道徳心というか、そういうものがなくなっているのは感じている。

この間の首里城の火災の件も、自分が燃やしたみたいな人とか、燃やしていなくても、何か件数がとりたいたいとか、違った形の主張は出てきているのかもしれないけれども、それが裁判とか、そういうところとリンクするかというと、どうなのか、昔のそういう方々は律儀な方なので、そこで主張するというか、街頭で主張されていた方とか、時々どこかで演説されている方とか、そういう方なのかなとは思いますが、私たち40代とか30代の世界であれば、自分の意見を聞いてもらいたいという人は増えていることは確かだと思う。でも、何か逆に危なくなっているような気はしている。

- ◎ そうすると、SNS社会の発展は、むしろ司法ニーズが増える要因ではないかという感覚ということか。いろいろなお考えがあって非常に興味深い。
- 私も今別の委員がおっしゃったことに非常に納得したけれども、今のSNS、特定の人への悪口といったようなものがすごく広まったり、あと、にせ情報、フ

エイクニュースが広まったりするので、逆にSNSが裁判への取っかかりという
か、SNSを通じて争いとかいじめとか、そういったようなものにつながっている
部分もあるかと思うので、とっかかりになるかもしれない。

- 今お話にあったように、SNSとか、インターネット上の裁判というか、そう
いう人権問題的なものはこれから増えてきて、そういった面でまた法律が追い付
いていない部分もあるとは思いますが、そういうことが救済できるようなもの
というのはこれから必ず量が増えてくるだろうから、子供たちが検索して、多分
そういうところに助けを求めに行ったり、それはいじめだけではなくて、虐待だ
ったり、今虐待で親がこうなっているけれども、どこに行けばいいのかと子供が
検索して探すということもあるらしいので、そういった意味では、使い方があつ
たりするのかと思うので、まだ司法が追い付いていない部分もあるかもしれな
いが、必ずそこは来るという事前対応は必要なのかなというふうに個人的には思っ
ている。
- ◎ インターネット上のいろいろなやりとりを巡るトラブルというのは、これから
間違いなく司法の重要な課題になってくると思うし、それを巡っている色々な法
律はあることはあるけれども、ただそれが十分間に合っているかという点、多分
今後の課題だろうと思う。今の点に関連してでも、別の論点でも結構なので、何
か御意見を述べられたい方はどうぞ。
- 今SNSだとかITだとかの話が上がって、本日の議題の4番目にテクノロジー
の活用というのがあるけれども、いわゆるITとか、手続に関してはすごく利
便性が高まると思う。訴訟手続に関しては簡素化できる部分も多分にあるだろう
けれども、ITを始めとするテクノロジーを活用して利便性を高めるのかという
のは、どのぐらいの想定をされているのかというのが、例えば証拠採用とか、最
近だとドライブレコーダーとかがあって、ああいうのは、便利かどうかは分から
ないけれども、すごく迅速な審理には役立っているところはあると思うけれども、
あの辺をどこまで採用しているのかというのがよく分からないし、ITを始め、

手続が簡素化になるというところはすごくいいと思うけれども、裁判所としてはその辺どこまでの活用を求めているのか。

◎ 裁判所が進めているIT化のできるだけリアルなイメージみたいなところについてはいかがか。

○ 先ほど裁判所からも説明があったとおり、法改正を経なくてもIT化が可能なフェーズ1、これが来年2月から一定の大規模庁で始まる。

これは、これまで電話会議を利用して協議を行っていたものを、IT機器を使って裁判手続を進める、それは、簡素化という面もあるかと思うが、例えば建築関係の訴訟で同じ図面を見て、この図面のここがこうとか、あるいは交通事故であれば同じ現場の図面とか、同じ画面を三者が見て議論をしたり、そういう共通認識を高めるといふような形で用いることがフェーズ1でのIT機器の使い方ではないかと理解している。

その次のフェーズ2は、法律の改正を行って、現在の法の下ではできないような手続にグレードアップしていく。

最終的には、フェーズ3は、システムの構築とか各種環境整備を行って、オンラインで申立てを行うというところまで想定された手続であるので、その場合に具体的にどういう手続がどうなるとか、あるいは本人訴訟の場合どういうふうな支援ができるのかとか、あるいはセキュリティをどうするのかというようなところがこれからの課題である。

具体的などころまでは今お話できる段階ではないけれども、基本的には現在海外であるとか一般の企業等で使っているレベルのITの利用の仕方を裁判手続にも導入していこうということであるが、その前にクリアしていかなければいけない、そういう本人訴訟の支援等の問題などについて今検討中である。大まかに言うと、そういうふう認識している。

◎ 従来、足を運んで集まっていたのを、例えばウェブ会議で代替できる部分はあるのではなかろうか、それから、従前基本的に全て紙でやっていたものを電子化

のでできるのではなからうか、大きく言えばそういうイメージかとは思う。

IT化というのは、日本だけではなくて国際的な流れでもある。日本は世界的に見てもある程度頑張っている部分があれば、はっきり言って周回遅れだと言われている部分もあるけれども、間違いなく世界的な流れであるし、日本も今後そちらに向かって動いていくというふうには考えている。